

著作権セミナー 著作権法改正の動向について —INFOSTAとしてできること

図書館に関する権利制限の
著作権法改正の動向

2020年12月15日(火)

筑波大学図書館情報メディア系
村井麻衣子

セミナーの趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の流行 → 図書館の休館等 → インターネットを通じた図書館資料へのアクセスについてニーズが顕在化
- ⇒ **著作権法31条**(図書館等における複製について定めた著作権の制限規定)改正へ
- パブリック・コメント作成準備に向け、「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」(令和2年12月4日文化審議会著作権分科会法制度小委員会)の内容のご紹介

パブリック・コメントの実施

- 令和2年12月4日(金)～12月21日(月)
- 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」に関する意見募集の実施について
 - 文化庁ホームページ > 広報・報道・お知らせ > 報道発表 > 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」に関する意見募集の実施について <
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/92686401.html >
 - 文化HP⇒e-gov⇒アンケートフォーム

図書館に関する権利制限の 著作権法改正の方向性

- **1 入手困難資料へのアクセスの容易化**(31条3項)
 - 現行法) 国立国会図書館による絶版等資料 → 他の図書館等へのインターネット送信
 - ⇒ 各家庭等へのインターネット送信を可能とする
- **2 図書館資料の送信サービス**(31条1項1号)
 - 現行法) いわゆる複写サービス
 - ⇒ FAXやメール送信にて送信することを可能とする

本日の内容

- はじめに
 - 著作権法の基本的な構造
 - 現行著作権法における31条
- 中間まとめについて
 - 中間まとめまでの経緯
 - 中間まとめ
- 権利制限規定の動向
 - 近年の権利制限規定に関する改正
- 若干のコメント

著作権法の基本的な構造

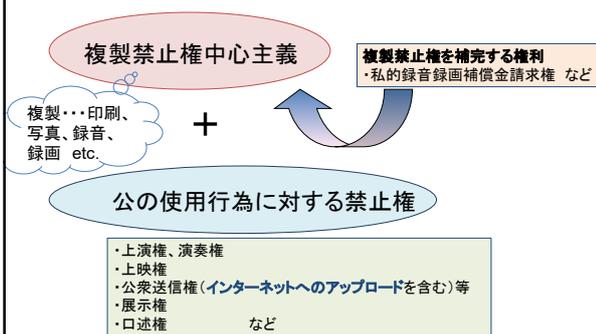
著作権法の基本的な構造

- 著作権法＝著作物を**一定の範囲**で保護している
- → 著作権法が**定める行為**について、許諾を得ないで行うと、著作権の侵害となる＝差止請求、損害賠償、刑事罰等の対象になる
- 全ての利用行為が禁止されるわけではない
→ **著作権の及ぶ範囲、著作権の制限**

著作者の権利

- 著作者人格権
 - 公表権、氏名表示権、同一性保持権
- 著作権(著作財産権)
 - 禁止権・・・複製権、上演権・演奏権、上映権、**公衆送信権等**、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用に関する著作者の権利 etc.
 - 報酬請求権・・・私的録音録画補償金を受ける権利 etc.

著作権の二つの柱



著作権の制限

- 従来の日本著作権法
 - **個別規定**(引用、私的複製など)
 - メリット: 予測可能性が高い
 - デメリット: 柔軟な対応が難しい
- Cf. 米国著作権法におけるフェア・ユース
 - 著作権制限の一般条項
 - メリット: 柔軟な対応が可能
 - デメリット: 予測可能性が低い

著作権侵害の要件

- ① 著作物について(著作物性/創作性)
- ① 依拠して、
- ② 類似性を満たす範囲で
* 他人の著作物を利用する場合、原則として①、②は満たされる
- ③ 法定の利用行為(複製、**公衆送信**など)を行うと・・・

依拠 = 著作物に依拠して作成されたものであること
類似性 = 著作物の創作性のある表現を再生していること

→ 原則として、著作権侵害が成立!

ただし・・・

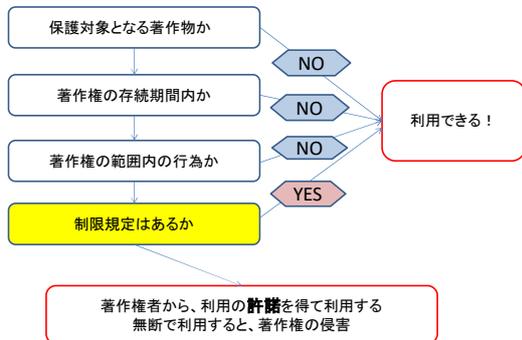
- 存続期間の経過した著作物
- **制限規定**(引用、私的複製、図書館における複製など)に該当する行為

→ 侵害が否定される(利用できる)!

例) 図書館における複写サービス

- 著作権の存続している著作物 ①
- ↓
- 「複製」 ③(①、②)
- ↓
- 著作権の**制限規定**「図書館における複製」
 - 31条1項1号で複写サービスが規定されている
 - 要件を満たす範囲で、「複製」できる

著作物を利用するための主なチェックポイント



現行著作権法における31条

複写サービス(31条1項1号)

著作権法31条1項1号

31条1項: 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「**図書館等**」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「**図書館資料**」という。)を用いて著作物を複製することができる。

1項1号: 図書館等の利用者の**求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)**の複製物を**一人につき一部**提供する場合

31条における「図書館等」

「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの」

- 政令で定めている**図書館等** + **司書**又はこれに相当する職員として**文部科学省令**で定める職員(「**司書等**」)が置かれていることが必要
 - 小中学校、高校の図書室(**学校図書館**)は政令に含まれていない
 - **専門図書館等**は、国、地方公共団体又は一般社団法人が設置するもので、文化庁長官が指定したものを以外は対象外(=企業の図書館等は対象外)
 - 公民館等の図書室・資料室は、公立図書館の分館であれば該当
- 1.図書館法第2条第1項の図書館で、都道府県、市区町村が設置する公共図書館等
- 2.大学・高等専門学校の図書館等
- 3.大学等における教育に類する教育を行う教育機関(水産大学校等)の図書館等
- 4.図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの。……具体的には博物館・美術館等で都道府県立や市区町村立も含む
- 5.学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの。……具体的には、日本原子力研究所、国立言語研究所等
- 6.国、地方公共団体又は一般社団法人が設置する施設で4、5に掲げる施設と同種のもののうち文化庁長官が指定するもの。……具体的には、日本医師会医学図書館、東京商工会議所経済資料センター等 + 登録博物館、博物館相当施設(平成27年追加)

「図書館と著作権」(黒沢節男) CRIC HP参照 <https://www.cric.or.jp/qa/cs03/index.html>

Cf. 図書館間協力で借り受けた 図書の複製に関するガイドライン

31条…所蔵資料が対象

→他館から借り受けた資料は複製できない?

→ガイドラインにより、図書館間相互貸借で借り受けた図書等を31条1項1号により複製することが認められている

- 貸出館も借受館も著作権法31条が適用される図書館であること
- 複写に際しては31条を遵守した運用をすること

- 日本図書館協会HP > 図書館について > 図書館に関する資料・ガイドライン > 著作権法第31条の運用に関する2つのガイドライン <http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/fukusya/taisaku.pdf>

複写サービスにおける複写の範囲

「発行後相当期間を経過した**定期刊行物**に掲載された個々の著作物にあつては、**その全部**」

- 発行後相当期間→次号発行/3ヶ月経過後
- 最新号の扱い→一部分の複写を認める or 複写を全く認めない(図書館による)

複写サービスにおける複写の範囲

「著作物の一部分」

- 一部分 → 一般的に、「著作物」の半分まで
 - 長編小説であれば、1冊の半分まで
 - 短編小説集であれば、1編の短編の半分まで
- 短歌や俳句、事典の一項目は・・・？

多摩市立図書館複写拒否事件

東京地判平成7.4.28知裁集27巻2号269頁

- 土木工学事典の一項目（「地盤の安定問題」112～118頁：6頁）
- 図書館の利用者が複写を申請したところ、図書館が「著作物の全部」に当たるとして複写を拒否 → 利用者が提訴
- 判決）編集著作物である事典の一項目は、著作物の全部に該当するから、複製が認められない → 図書館側の勝訴

複製物の写り込みに関する ガイドライン

- 無許諾では著作物の「一部分」しか複写できないという原則は変わらないが・・・
- コピー用紙に写り込まれてしまうその他の部分を削除したり遮蔽したりする必要はない
- 対象外となるもの（権利者の経済的利益へ配慮）
 - 楽譜、地図、写真集・画集、雑誌の最新号
 - 日本図書館協会 > 図書館について > 図書館に関する資料・ガイドライン > 著作権法第31条の運用に関する2つのガイドライン <http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/fukusya/uturikomi.pdf>

Cf. 絶版・市場での入手が難しい書籍 について柔軟に解する学説

- 定期刊行物・・・発行後相当期間経過後、著作物全部の複製が可能
- ∴ 売りに上げに直接影響せず、著作権者に与える不利益が小さい
- ⇒ 定期刊行物以外の著作物も、絶版等により市場で入手することが困難になった場合には、著作権者に与える不利益が小さくなる一方で、複製に頼る必要が大きくなることから、定期刊行物に準ずる扱いを認める
- = 著作物全部の複写を認める (田村善之『著作権法概説』)

セルフコピーによる複写サービス： 私的複製

著作権法30条(私的複製)

著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 31条の趣旨が没却されるとの批判
- 一方で、31条...図書館員による複製、30条...利用者による複製であり、コピー機の所在(図書館の内外)で区別する実益もない=私的複製肯定の学説も

国立国会図書館による 電子アーカイブ化(31条2項)

- 2009年改正...31条2項の新設
 - ...国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信...に用いるため、電磁的記録...を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
 - → 図書等がまだ劣化していない段階であっても(cf.31条1項2号:保存のための複製)、国立国会図書館は納本された出版物を電子化することが可能になった
 - → 多大な予算をかけて電子化が行われた
 - → 館内閲覧は非営利上映(38条1項)／同一構内の送信(2条1項7号)として可能

絶版等資料の他の図書館への送信 (31条3項)

- 2012年改正・・・31条3項の追加
 - 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。
- → 絶版等資料に限り、国立国会図書館が地方の図書館等へ電子化資料を送信することが可能に
- + 送信先の図書館等における複写サービス

中間まとめについて

中間まとめまでの経緯

背景

- 著作権法31条に規定する図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどについてのニーズが顕在化した。

知的財産推進計画2020 (令和2年5月27日知的財産戦略本部)

- 図書館関係の権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることが短期的に結論を得るべき課題として明記された
 - 【本文】 絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。
 - 【工程表】 図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについては、2020年度内早期に文化審議会で検討を開始し、2020年度内に一定の結論を得て、法案の提出等の措置を講ずる。

中間まとめ作成の経緯

- 文化審議会 著作権分科会⇒法制度小委員会⇒図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム
 - 令和2年度第1回(2020年8月27日)
 - 令和2年度第2回(2020年9月9日)
 - 令和2年度第3回(2020年9月29日)
 - 令和2年度第4回(2020年10月26日)
 - 令和2年度第5回(2020年11月9日)
 - ⇒図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書
- 令和2年12月4日 文化審議会著作権分科会法制度小委員会
 - ⇒「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」(≒報告書)

図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム

- 令和2年度第1回(2020年8月27日)
 - 諸外国における制度・運用の状況について(ワーキングチーム員による報告)、図書館等関係者からのヒアリング
- 令和2年度第2回(2020年9月9日)
 - 権利者からのヒアリング
- 令和2年度第3回(2020年9月29日)
 - 絶版等資料へのアクセスの容易化(31条3項関係)
- 令和2年度第4回(2020年10月26日)
 - 図書館資料の送信サービス(31条1項1号関係)
- 令和2年度第5回(2020年11月9日)
 - 報告書について

文化庁HP⇒著作権⇒文化審議会・懇談会等⇒文化審議会著作権分科会⇒図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム

・・・資料や議事録を閲覧可能

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/

「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」

「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」

- 文化庁ホーム > 広報・報道・お知らせ > 報道発表 > 2020年12月4日 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」に関する意見募集の実施
- ⇒ 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載(「命令などの案」から入手可能)

文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」に関する意見募集の実施について



<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSN=AME=PCMMSTDETAIL&id=185001134&Mode=0>

入手困難資料へのアクセスの容易化(31条3項): 主なポイント

- 入手困難資料(絶版等資料)の利用者への直接のインターネット送信を可能とする
- 補償金は課さない
- 送信対象資料・・・現状の厳格な運用を維持
- (将来的には、補償金+対象拡大を検討)
- ID・パスワード等による閲覧者の管理(完全な一般公開とはしない)
- 利用者のプリントアウトを可能とする

図書館資料の送信サービス(31条1項1号): 主なポイント

- 補償金 + インターネットを通じた利用者への送信を可能とする
- 著作物の「一部分」要件を維持 + 一般条項的な但し書きで権利者の利益に配慮
 - ⇒但し書きについてガイドラインを作成
 - 一部分要件の問題点については、政省令により定期刊行物以外でも全部の複製を可能とする解決策を示唆
- 主体となる図書館・・・運用上の基準(データ流出防止、送信実績の記録等の実施)を満たす図書館等に限って実施
- 補償金・・・個別徴収+逸失利益を補填する水準
 - 複写サービスは補償金の対象外

近年の権利制限規定に関する改正

日本の著作権法の特徴

- 著作権によって規制される行為
 - 著作権の権利範囲が**広範**にわたり規定されている例)複製、公衆送信
- 著作権の制限(=自由に利用できる場合)
 - アメリカ合衆国のフェア・ユースの法理のような著作権を一般的に制限する条項はない
 - 比較的広範な規定として、引用(32条1項)と私的複製(30条1項)があるに止まる
 - **個別の制限規定**の数は多くかなり細かく規定されている

日本版フェア・ユース導入への試み

- 背景)
 - 個別規定は厳格に解釈すべきと一般に理解されているため、個別規定のいずれにも該当しない著作物の利用は、それが権利者の利益を不当に害しないものであったとしても、形式的には権利侵害に該当し、著作物の円滑な利用を妨げている
 - 著作物をとりまく様々な環境の**急激な変化に適切・迅速に対応し**、利用の円滑化を図るためには、個別規定の創設や改正では限界がある
- ⇒ 知的財産推進計画2009「著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等**権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入に向け**について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。」
- 上野達弘「著作権法における権利制限規定の再検討 -日本版フェア・ユースの可能性-」コピーライト560号2頁(2007年)

文化審議会著作権分科会報告書 (2011年)

「権利制限の一般規定」について、下記の3類型について著作権を制限する規定の導入を提案

- A類型 その著作物の利用を主たる目的とし、他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
 - **著作物の付随的利用(写り込み)**
- B類型 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
 - **適法利用の過程における著作物の利用**
- C類型 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを楽しむための利用とは評価されない利用
 - **著作物の表現を享受しない利用**

2012年改正 日本版フェア・ユース・・・?

内閣法制局との折衝の過程で大幅に縮減・解体されてしまう

- 付随対象著作物の利用(30条の2)
 - ←A類型:種々の要件をプラス
- 検討の過程における利用(30条の3)
 - ←B類型:限定的に条文化
- 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(30条の4)
- 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(47条の9)
 - ←C類型:一般条項は解体され、部分的に適用範囲が特定された個別の制限規定二つへ

文化庁HP 平成24年通常国会 著作権法改正について
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html

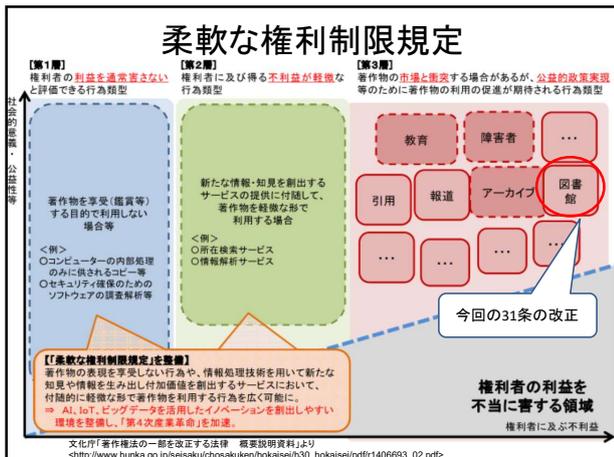
2016年～ 柔軟性のある権利制限規定

- 知的財産戦略本部「次世代知財システム検討委員会」
 - 一定の**柔軟性のある権利制限規定**
 - より一層柔軟な権利制限規定
- 知的財産推進計画2016
- 文化庁
 - 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム

2018年著作権法改正

- **柔軟な権利制限規定**
 - 柔軟性の高い規定
 - 非享受利用(30条の4)
 - 人工知能(AI)の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録する行為等
 - 電子計算機における著作物利用に付随する利用等(47条の4)
 - ネットワークを通じた情報通信の処理の高速化を行うためにキャッシュを作成する行為等
 - 相当程度柔軟性のある規定
 - 新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等(47条の5)
 - 書籍検索サービス、論文剽窃検証サービス等

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/



2018年著作権法改正 教育の情報化への対応(35条)

- 改正前
 - 授業の過程における著作物の使用について、コピー(複製)、遠隔合同授業におけるネットワークを通公衆送信(同時送信)のみを許容
- 改正後
 - 公衆送信等を広く可能とする + 権利者に補償金請求権を付与(現行法上の無償の行為(複製等)は無償を維持)
 - 授業用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材の公衆送信、オンデマンド授業(異時授業)のための公衆送信、送信側に教員のみがいるスタジオ型のリアルタイム配信授業のための公衆送信等が可能に

改正法(35条)の早期施行

- 施行期日: 公布(2018年5月)から3年以内とされていた
- 今般の新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早め、**令和2年4月28日から施行**
 - 令和2年度の補償金額を無償とする旨の認可

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>

35条運用指針(ガイドライン)

- 2020年4月16日: 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)がガイドラインを公表
 - 「不当に害する」行為に該当するかどうかは、学校等の教育機関で複製(コピー)や公衆送信が行われることによって、**現実に市販物の売れ行きが低下**したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害するか、という点から判断されます。例えば、運用指針では、児童・生徒の全員の購入を想定したドリルやワークブックなどの資料に掲載されている著作物を、それらが掲載されている資料の購入等の代替となる態様で複製や公衆送信することは、制度の対象外としています。(2020年度補償金制度利用に関するFAQより)

35条1項 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

授業目的公衆送信補償金の額

- 授業目的公衆送信補償金の額を認可申請⇒補償金の額が認可されれば、2021年度より有償での運用が開始

② 補償金額の減額に関する要望についての検討
補償金額の減額に関しても多くの関係から要望する意見があった。これに関しては(2)の算定根拠とも関連するが、提示した金額に照してさらに算定根拠を試み、正当性について検討を行った。その結果、提示した補償金額については、適正であることが確認されたとの結論となったが、多くの意見を踏まえて、さらなる精査の取組を行い、減額することとした。この減額額については、施設教育等の状況なども考慮して、次の通り一律80円の減額とした。

学校種	意見聴取 提案金額	修正金額
小学校	200円	120円
中学校	200円	180円
高等学校	500円	420円
大学	800円	720円

https://sartras.or.jp/ninkashinsei/

2020年著作権法改正

- リーチサイト規制
 - リンク情報の提供などにより特定のサイトへ誘導するサイトの規制...リーチサイト運営行為及びリーチアプリ提供行為を刑事罰の対象とする、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為を著作権等を侵害する行為とみなす等(113条、119条等)
- 違法ダウンロードの範囲の拡張
 - 映画、音楽等だけではなく、静止画(書籍)も対象へ

背景) 海賊版対策 ← 漫画村問題

違法ダウンロードの拡張の経緯

(従前の著作権法)

- 2009年改正: 私的複製(30条1項)からの違法ダウンロード(デジタル方式の録音・録画)の除外(30条1項3号)
- 2012年改正: 有償で公衆に提供、提示されている著作物について、刑事罰(119条3項)
- 2018年~ダウンロード違法化拡大問題

違法ダウンロードの拡張の経緯

- 2018年: 著作権審議会文化会法制・基本問題小委員会において、複製一般に民事・刑事規制を拡大することが提案される←漫画の海賊版対策
- 2019年3月: 研究者や各種団体の反対運動⇒自民党内で逆転し、今国会での提出を見送り
- 2019年11月~侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会⇒様々な限定が付された原案の提示
- 2020年: 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く」という限定が付されたうえで、改正法が成立

違法ダウンロードの拡張

条文解説(ダウンロード違法化関係)【民事措置】

第30条第1項第4号 ダウンロード違法化の対象範囲の拡大(全ての著作物を対象に) + 除外規定

※赤字部分: 規制対象行為、緑字部分: 除外規定、青字部分: 主観要件

【新旧17ページ】

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一〜三 (略)
- 四 著作権 第二十八条に規定する権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。)を除く。以下この号において同じ。を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたと見なせば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(録音及び録画を除く。以下この号において同じ。)(当該著作物に係る著作物のうち当該複製がされる部分の点の各場合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らして、複製物のほかに以下の号及び次項において「特定侵害複製」という。)を(特定侵害複製であつたことを知りながら)行う場合(当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様を照らして、著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。)

第3号において、従前より対象

国民の正当な情報収集等への萎縮を防止するため、逐々の要素に照らし、違法化対象からの除外を判断できるパブリックドメイン(安全野)を設ける。

アップロードが違法か違法か不明な場合や、違法だと認識した複製もダウンロードは違法とならな

文化庁「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律(説明資料)」より
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/

違法ダウンロードの拡張

- その他)一定の写り込み(スクリーンショットを行う際に、違法にアップロードされた画像が写り込む場合など)を規制対象から外す(写り込みに関する30条の2の改正で対処)
 - (i)「写真の撮影」「録音」「録画」に限定されていた対象行為を、複製や伝達行為全般(例:スクリーンショット、生配信、CG化)に拡大した上で
 - (ii)創作性が認められない行為を行う場面(例:固定カメラでの撮影)における写り込みも対象とし、(iii)メインの被写体に付随する著作物であれば、分離が困難でないもの(例:子供に抱かせたぬいぐるみ)も対象とする
 - ⇒ 日常生活等において一般的に行われる行為に伴う写り込みが幅広く認められる。一方で、従来からの付随性・軽微性等の要件は維持するとともに、新たに「正当な範囲内」という要件を規定することで、濫用的な利用や権利者の市場を害するような利用を防止。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/

これまでの改正と31条改正との関連

- 2018年改正の「柔軟な権利制限規定」導入におけるいわゆる「三つの層」論
- ⇒ 31条関連は「第三層」・・・著作物の**本来の利用**(報告書「本来的な用途」)
 - 送信サービスについては補償金ありき
 - 補償金=個別徴収(×包括徴収)、逸失利益を填補
 - 授業目的公衆送信補償金とは異なる・・・⇒より高いレベルでの権利者保護
- 権利制限 + 補償金への流れ?
 - Cf. 授業目的公衆送信補償金(35条)
 - ガイドラインの活用(ソフトロー)

若干のコメント

ワーキングチームにおける主な論点

- 入手困難資料へのアクセスの容易化(31条3項)
 - 補償金の要否
 - 絶版等資料の呼称
 - 中古本市場の考慮の有無
 - 複製(プリントアウト)の可否
- 図書館資料の送信サービス(31条1項1号)
 - 一部分要件、但し書き
 - 補償金の徴収・分配スキーム
 - ・ 個別/包括徴収、補償金の額
- その他
 - 学校図書館
- ⇐ 図書館における複製の意義(研究・教育等の公益、平等な情報へのアクセス、知る権利の保障)・・・権利者の利益への配慮

中山信弘『著作権法』(第3版)

- 「郵送は合法だが、ファックスや電子メールは違法とする実質的理由に乏しい。特に海外のような遠隔地からの請求にも、郵送という手段でしか応じられないことになり、公共施設たる図書館の機能を減殺させ、また学問(特にスピードが重要な理系の学問)の発展にとっても好ましくなく、時代遅れの誇りを免れない⁸⁵⁾。これは**著作権法が送信技術の発展に追いついていない一例**である。郵送がファックス・電子メールには複製物の提供方法の違いにすぎないのであり、図書館が手元に残る複製物を廃棄するということを条件に、ファックスや電子メールを認めても都合はないと考えられる。この情報化時代、日本の図書館はファックスや電子メールサービスができないということは、情報発信の妨げになっており、国際的にも恥ずかしいことであって何らかの検討が必要となろう。」(388-389頁)
- 「本来であれば、国立国会図書館の全ての所蔵資料を各家庭や職場まで公衆送信することが理想ではあるが、ただそれを実現すると書籍等の売上げが落ちることは明らかであり、また地方の図書館の存在理由も減少してしまうであろうから、そのように各家庭や職場でのネットでの閲覧を可能とするためには、その前提として諸々の配慮が必要となる。特に図書館からの配信は出版者の経営を危懼に陥れる可能性もあり、課金等につき何らかの新しいシステムの構築が必要となる。現在では公立図書館は無料で利用できるものという大原則があり(図書館法17条)、有料での配信制度の構築は難しいが、今後は公衆による多くの図書館資料へのアクセスと、権利者や出版者への対価還元システムを検討すべきであろう。将来においては、**国立国会図書館を中心としたデジタル・アーカイブの実現も視野**に入れるべきであり、今回の改正(注、平成30年までの改正)が将来のユビキタス社会に向けた一里塚となることが期待されている。」(396頁)

現代における著作権法の課題

- インターネットやデジタル技術の普及
 - > 著作権の実効性の確保
 - > 私人の著作物利用の自由の確保
 - > 図書館の果たすべき機能・役割を実現するために、著作権法はどのようにあるべきか

1条(目的) この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の**公正な利用**に留意しつつ、**著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与**することを目的とする。

主な参考文献

- 田村善之『著作権法概説』(有斐閣)
- 中山信弘『著作権法』(有斐閣)
- 上野達弘「国会図書館による絶版等資料の送信」『ジュリスト1449号35頁
- 黒澤節男『Q&Aで学ぶ図書館の著作権基礎』(太田出版)
 - 著作権情報センターHP(CRIC)→著作権Q&A→図書館と著作権(黒澤節男著)
<<https://www.cric.or.jp/qa/cs03/index.html>>
- 名和小太郎＝山本順一編『図書館と著作権』(日本図書館協会)
- 日本図書館協会著作権委員会『図書館サービスと著作権』(日本図書館協会)
- 鎌水三千男『図書館と法』(日本図書館協会)
- 永田治樹編著『図書館制度・経営論』(日本図書館協会)
- 永江朗「議論呼ぶ図書館資料の送信」『エコノミスト通巻4679号56頁
- 赤田康和「<視点>補償の詳細詰め、安心感を与えて」朝日新聞2020年11月10日朝刊3面
- 読売新聞オンライン「図書館の本、紙のコピーだけでなく「ネットにも送信」…出版界への波紋」<<https://www.yomiuri.co.jp/culture/20201120-OYT1T50123/>>
- 文化庁 <<https://www.bunka.go.jp/index.html>>

ご質問への補足

- 31条1項の方ですが、図書館からの申込みについても含まれると考えてよいのでしょうか？
- 図書館から図書館への送信と個人利用者への送信についての制限は同じでしょうか？変わるのでしょうか？
- => 中間まとめ14頁注29)において触れられておりました。「図書館等が他の図書館等に対して送信すること(その上で当該他の図書館等が利用者へ送信すること)も可能とすべきではないか、との意見もあった。この点に関しては、図書館等が各自で資料を購入しなくなる懸念があるため、送信に当たっては自館での資料購入を条件化するなどのルール作りを行うべき、との意見があった(現状でも、相互貸借に基づく複写サービスに関しては当事者間協議に基づき一定のルールが形成されている)。また、デジタルでの送信サービスが一般的に広く行われる場合、紙の資料を自館で保有しておく必要性が必ずしも明らかではなくなるため、将来的には図書館等の在り方全体を考える必要があるのではないかと、との意見があった。」と述べられており、当然には図書館への送信は含まれないと考えられます。セミナー中に十分なお答えをできず申し訳ございません。ご質問ありがとうございました。

ご質問への補足

- ワーキンググループ等の議論の中で、わが国の電子出版の現状の水準をどうとらえているのでしょうか？
- => 分野によっても異なるかと存じますが、図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム(第2回)における権利者からのヒアリングにおいて、日本文藝家協会の長尾氏からは、以下のように説明されておりました。
- 「もともと発行部数が僅かな地方の地誌などを除いて、最近の文藝出版物の多くは、紙の本の契約と同時に電子書籍の契約も契約書としてあるのです。本当に僅かなタイムラグで電子書籍化されています。」
- そして、過去作品についても多くが今、既に電子化され、あるいは電子化される企画が進んでいるところです。大手の版元さんでは、読めない本をなくすということでも電子化を進めていらっしゃいます。ということは、文藝書籍において絶版というものはほぼほぼ近日中になくなるはずなのです。なので、絶版と入手困難な書籍という概念は成立しない状況になりつつあります。」
- <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/r02_02/>
- ただし、セミナー中でお話をさせていただきましたように、ワーキングチームでの議論としては、電子出版への影響には十分配慮しつつも、電子出版の現状の水準それ自体が制度設計のあり方について影響を与えるような形での議論ではなかったと理解しております。ご質問ありがとうございました。

ご清聴ありがとうございました

Thank
you

参考資料

著作権法31条(現行法)

- ・ (図書館における複製等)
- ・ 第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。
- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合
- ・ 2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信(送信可能化を含む。同項において同じ。)に用いるため、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- ・ 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

著作権法施行令

- ・ (図書館資料の複製が認められる図書館等)
- ・ 第一条の三 法第三十一条第一項(法第八十六条第一項及び第二百零二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員(以下「司書等」という。)が置かれているものとする。
- 一 図書館法第二条第一項の図書館
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)に設置された図書館及びこれに類する施設
- 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
- 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの
- 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたものうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人(第二条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの
- ・ 2 文化庁長官は、前項第六号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

公の伝達

- ・ (公衆送信権等)
- ・ 23条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。
- ・ 2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。
- ・ 2条1項17号 上映 著作物(公衆送信されるものを除く。)を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。
- ・ →非営利上映(38条1項)は適用されない

多摩市立図書館複写拒否事件

東京地判平成7.4.28知裁集27巻2号269頁

- ・ 「本件著作物は、久保慶三郎他一六名の編集委員が編集し、四五名の執筆者が執筆したもので(甲三)、大きな一八の節に分かれているがその節につき、「9. コンクリート工学」(項目が一三含まれている。)や「10. 鋼構造・鉄筋コンクリート構造」(項目が一八含まれている。)などは一人が執筆しているのに対し、「11. 基礎工学」は二人の共同の執筆にかかり、また、本件複写請求部分が含まれる「2. 土質力学・土構造」のように節の中の項目毎に執筆者が分かれている項目も多くあり、一人の執筆者がその項目の一個のみ執筆しているものもあれば、項目九個を一人で著作しているものもある。また、項目を複数著作している場合にも、山口柏樹のように続いた項目を一人で著作している場合もあれば、声沢哲蔵や高橋洋二のように離れた項目を複数著作している者もある(甲四)。」したがって、本件著作物のうち、山口柏樹は、「2. 7. 地盤内の応力伝播特性と沈下」(一〇四頁から一一一頁)と「2. 8. 地盤の安定問題」(一一一頁から一一八頁)の二項目につき、それぞれ個別の著作権を有するものと解するのが相当である。」
- ・ 「してみれば、原告の請求した本件複写請求部分は、著作物の全部に当たるものであって、「著作物の一部分」の複製物の提供を認める著作権法三十一条一写の規定に当たらないものというほかはなく、その全部の複写を求めた原告の申込みに対し承諾しなかった被告の行為に違法性はない。」